

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【総務市民局総務部総務課】 5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 7
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 8
- 下水道事業受益者負担金賦課対象区域【上下水道局総務経営部営業課】 9

◇ 監査委員

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間【行政委員会事務局監査第一課】 14

北九州市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みずき通り薬局	北九州市門司区柳町一丁目9番3号	令和6年7月1日
ふるめりあ薬局小倉店	北九州市小倉北区浅野三丁目1番3号ハイコート浅野101	令和6年7月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションプラス	北九州市八幡西区鉄王一丁目19番2号	令和6年7月1日
訪問看護ステーションこころ	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目3番21号アイディール109号	令和6年7月1日

北九州市告示第 305 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 6 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡西区大字藤田 2419 番 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

北九州市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みずき通り薬局	北九州市門司区柳町一丁目9番32号	令和6年7月1日
ふるめりあ薬局小倉店	北九州市小倉北区浅野三丁目1番3-101号	令和6年7月1日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションえきさい門司	北九州市門司区清滝一丁目3番1号	令和6年7月1日
訪問看護ステーションスマイル	北九州市小倉南区津田一丁目9番50号	令和6年7月1日

北九州市公告第489号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月1日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局総務部総務課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月28日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 契約金額
1億3,040万5,815円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月1日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
K-120	有限会社協成建設工業	坂本裕治	北九州市小倉北区中井一丁目16番18号	令和6年7月1日
F-238	株式会社国本総合建設	小平裕太	福岡市東区雁の巣二丁目48-8	令和6年7月1日
F-239	株式会社水まわりメンテ福岡	菅 春喜	福岡県筑紫野市紫三丁目10番33号	令和6年7月1日

北九州市上下水道局告示第 2 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F - 2 0 7	水まわりメン テ福岡	菅 春喜	福岡県筑紫野市 紫三丁目 1 0 番 3 3 号	令和 6 年 6 月 3 0 日

北九州市上下水道局告示第 22 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
1070	有限会社吉永工業 松尾伸介	門司区白野江三丁目7 番5号	令和6年7月1日から 令和11年5月31日 まで

北九州市上下水道局公告第104号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第5条第1項の規定により、下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 門司区

(1) 住居表示実施区域

町名	地番
吉志四丁目	698番13、698番14及び698番16
白野江二丁目	2236番2、2236番7、2236番9、2236番10、2236番14から2236番17まで及び2237番1から2237番3まで
新門司一丁目	14番15、14番23及び14番24
新門司北一丁目	3番2及び3番9
大里元町	4番1
西海岸三丁目	19番13

(2) 住居表示未実施区域

大字畑
67番

2 小倉北区

(1) 住居表示未実施区域

大字富野
1717番1、1717番15、1717番19から1717番23まで、1717番27から1717番29まで、1717番31及び1717番32

3 小倉南区

(1) 住居表示実施区域

町名	地番
上石田二丁目	714番1及び715番1
上石田三丁目	1215番1及び1215番6から1215番27まで
上吉田四丁目	43番1
葛原本町一丁目	2388番2及び2388番4
葛原高松二丁目	770番71
長尾四丁目	2587番10から2587番15まで
沼南町一丁目	295番29から295番31まで
湯川新町一丁目	284番1、284番20及び284番21

(2) 住居表示未実施区域

大字市丸
442番2、442番3、442番14及び443番2

大字徳吉
3 5 番 6 及び 3 5 番 7

大字貫
1 0 0 2 番 2

大字沼
3 0 6 番 1

大字山本
3 2 8 番 1、3 2 9 番 1 及び 3 3 2 番 3

4 若松区

(1) 住居表示実施区域

町名	地番
響町一丁目	6 2 番 4 2、6 2 番 4 3、6 2 番 4 5 及び 6 2 番 4 6
南二島四丁目	4 9 5 番 2 3 9

(2) 住居表示未実施区域

大字蛭住
9 8 3 番 4 1、9 8 3 番 8 6 及び 9 8 3 番 8 8 から 9 8 3 番 9 1 まで

大字竹並
2 2 7 5 番及び2 2 7 6 番

5 八幡東区

(1) 住居表示実施区域

町名	地番
河内二丁目	無番地（3 2 7 2 番と3 0 6 2 番4の間）

6 八幡西区

(1) 住居表示実施区域

町名	地番
岩崎三丁目	2 8 7 2 番3、2 8 7 2 番1 6から2 8 7 2 番1 9まで、2 8 7 2 番2 1、2 8 7 2 番2 3及び2 8 7 3 番1 4 1
上上津役六丁目	6 3 5 番3、6 3 6 番2及び6 4 0 番3
楠橋下方二丁目	1 9 9 1 番2、1 9 9 2 番2、1 9 9 2 番5、2 0 0 1 番2、2 0 0 2 番2、2 0 0 4 番2及び2 0 0 4 番3
木屋瀬一丁目	3 9 2 番3
木屋瀬二丁目	5 8 4 番6
中の原一丁目	2 2 2 1 番1
則松六丁目	1 0 1 9 番1、1 0 1 9 番2及び1 0 2 0 番1
馬場山緑	7 9 0 番1から7 9 0 番3まで、8 3 1 番1、8 3 1 番3及び8 3 1 番4

本城東五丁目	4 3 3 番 1 及び 4 3 3 番 2
--------	------------------------

北九州市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間を次のとおり告示する。

令和6年7月1日

北九州市監査委員 中西満信
 同 廣瀬隆明
 同 村上幸一
 同 奥村直樹

氏名	住所	補助できる期間
荒牧啓一	福岡県北九州市小倉南区企救丘一丁目5番17号	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
加藤秀一	福岡県北九州市門司区大里本町三丁目8番1-1011号	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
猿渡慎也	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1032番地5	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
島田 守	福岡県北九州市小倉南区大字呼野630番地1	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
白石尚久	福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地373	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
山田朋枝	福岡県福岡市東区美和台三丁目12番7号	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
吉野 任	福岡県北九州市小倉北区篠崎二丁目4番3-1号	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで